

定期自主検査指針(冷凍保安規則関係) 改正案新旧(抄)

改正案	現行
<p>定期自主検査指針(冷凍保安規則関係) [KHK S 1850-4 (2008)]</p>	<p>定期自主検査指針(冷凍保安規則関係) [KHK S 1850-4 (2008)]</p>
<p>6. 安全装置・防災設備</p>	<p>6. 安全装置・防災設備</p>
<p>6.3 除害措置</p>	<p>6.3 除害措置</p>
<p>①毒性ガスの製造設備に講じた当該毒性ガスが漏えいしたとき安全に、かつ、速やかに除害するための措置又はそのための設備の状況を目視によるほか、図面又は記録による検査とし、(1)による。</p> <p>②当該設備の機能に係る検査は、作動検査又はその記録による検査とし、(2)による。</p>	<p>毒性ガスの製造設備に講じた当該毒性ガスが漏えいしたとき安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を目視によるほか、図面又は記録による検査とし、次による。</p>
<p>【対応規則条項】</p>	<p>【対応規則条項】</p>
<p>冷凍則：第7条第1項第16号</p>	<p>冷凍則：第7条第1項第16号</p>
<p>(1) 目視検査及び図面又は記録確認</p>	<p>目視検査及び図面又は記録確認</p>
<p>次の各号を満足していることを1年に1回以上目視及び図面又はその記録により確認する。</p> <p>①毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散措置を講じること。</p> <p>②毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な装置を設置し、かつ、直ちに使用できる状態にすること。</p> <p>③毒性ガスの種類に応じ、適切な除害剤を規定量以上保有すること。</p> <p>④除害剤は、適切な場所に保管すること。</p> <p>⑤毒性ガスの種類に応じ、所定の保護具を備え、かつ、直ちに使用できる状態にすること。</p> <p>⑥保護具は、適切な場所に保管すること。</p> <p>ただし、①及び⑥の確認については、前回の保安検査以降、変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び図面による確認に代えることができる。</p>	<p>次の各号を満足していることを1年に1回以上目視及び図面又はその記録により確認する。</p> <p>①毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散措置を講じること。</p> <p>②毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な装置を設置し、かつ、直ちに使用できる状態にすること。</p> <p>③毒性ガスの種類に応じ、適切な除害剤を規定量以上保有すること。</p> <p>④除害剤は、適切な場所に保管すること。</p> <p>⑤毒性ガスの種類に応じ、所定の保護具を備え、かつ、直ちに使用できる状態にすること。</p> <p>⑥保護具は、適切な場所に保管すること。</p> <p>ただし、①及び⑥の確認については、前回の保安検査以降、変更がないことを記録により確認した場合は、その確認をもって目視及び図面による確認に代えることができる。</p>
<p>(2) 作動検査</p>	
<p>除害のための設備の機能を1年に1回以上作動試験又はその記録により確認する。</p>	